

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止について（欠席理由別対応表）

令和3年4月1日

欠席の理由		出席停止	登校時の判断基準	判断する人	提出書類
1	児童生徒が感染した時	○	医師・保健所に判断をもらう	医師・保健所	連絡帳・口頭など（保護者から）
2	児童生徒が濃厚接触者になったとき（家族の感染など）	○	医師・保健所に判断をもらう	医師・保健所	連絡帳・口頭など（保護者から）
3	家族が濃厚接触者になったとき（親の職場同僚の感染など）	○	保護者と学校で相談する	保護者・学校	連絡帳・口頭など
4	児童生徒に基礎疾患があり感染予防の時	○	主治医が判断した時	主治医	連絡帳・口頭など（保護者から）
5	児童生徒または家族等の感染予防の時	相談の上欠席または出席停止とする（校長判断）	保護者と学校で相談する	保護者・学校	連絡帳・口頭など
6	児童生徒に発熱・風邪症状等の症状がある時	○	児童生徒の症状がなくなった後、1日経過期間をおいてから	保護者	登校届
7	家族等に発熱・風邪症状等の症状がある時	○	家族等の症状がなくなった後、1日経過期間をおいてから	保護者	連絡帳・口頭など